

長浜市パートナーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人権が尊重されるまち長浜をつくる条例(平成18年長浜市条例第245号)の理念に基づき、市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観及び生き方を認め合える社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓ができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条の成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする2人のうち、いずれかが市内に住所を有する(宣誓の日から市に転入する予定をしている場合を含む。)こと。
- (3) 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする2人以外にパートナーシップにある者がいないこと。
- (5) 宣誓をしようとする2人が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、養子縁組により近親者となっている場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に定める事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び当該宣誓をしようとする2人の立合いの下で、当該宣誓をしようとする2人以外の者に代筆させることができるものとする。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し(発行の日から3か月以内のものに限る。)
- (2) 戸籍抄本その他の現に婚姻をしていないことを証する書類(発行の日から3か月以内のものに限る。)
- (3) 市に転入する予定をしている者にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 宣誓をしようとする者は、宣誓の日程その他必要な事項について、事前に市と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者その他この要綱による手続をする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号の一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書その他これらに類するもの
- (5) その他市長が適当と認めるもの

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、戸籍に記載されている氏名（日本国籍を有しない者については、これに準ずるもの。次条において同じ。）と併せて通称を宣誓書に記入することができるものとする。この場合において、市長は、日常生活で当該通称を使用していることが確認できる書類を宣誓書に添付させるものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、宣誓書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長浜市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及び長浜市パートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、当該宣誓書に通称が記入されているときは、戸籍に記載されている氏名を受領証等の裏面に記載するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓事項変更届（様式第4号）に受領証等及び変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の変更をするときについて準用する。

3 市長は、第1項の変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等の紛失、毀損等により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 第5条の規定は、前項の再交付をするときについて準用する。

3 市長は、第1項の再交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、受領書等を再交付するものとする。

4 宣誓者は、前項の規定により受領証等の再交付を受ける場合は、既に交付を受けた受領証等を返納しなければならない。ただし、紛失した場合は、この限りでない。

5 紛失を理由として受領証等の再交付を受けた宣誓者は、当該紛失した受領証等を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合において、届出を怠ったことによって生じた損害については、市はその賠償の責を負わないものとする。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 双方がともに本市に住所を有しなくなったとき。ただし、長浜市と協定を締結した地方自治体に転出し、当該地方自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。
- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 一方又は双方が、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

2 前項の返還届は、宣誓者が自ら記入しなければならない。ただし、宣誓者の一方又は双方が当該返還届に自ら記入することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(受領証等の無効)

第11条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が判明した日以後において受領証等を無効とするものとする。

- (1) 虚偽その他不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき。
- (2) 受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。
- (3) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったとき。

2 市長は、前項の規定により受領証等の無効を決定したときは、当該宣誓者に対し、受領証等無効決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効を決定した長浜市パートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(協定による手続)

第12条 市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下「協定」という。)を締結した地方自治体においてパートナーシップ宣誓に係る受領証その他これに類するもの(以下「締結自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合において、市に転入した後も引き続きパートナーシップ宣誓を継続することを希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓申告書(様式第8号)
- (2) 締結自治体受領証等
- (3) 住民票の写し
- (4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し(提示により確認できる場合を除く。)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転入元の地方自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第9号)に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

3 第1項第1号の宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。

ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

(個人情報の適正な取扱い)

第13条 市長は、この要綱に基づく事務を行うに際して収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(施策の推進に当たっての配慮)

第14条 市の施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。